

福岡県公報

平成19年9月28日
第2732号
増刊 ③

目 次

公 告

福岡県の人事行政の運営等の状況の公表 (人 事 課) 1

公 告

公告

福岡県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年福岡県条例第8号）第6条の規定により、福岡県の人事行政の運営等の状況について、次のように公表する。

平成19年9月28日

福岡県知事 麻 生 渡

一 人事行政の運営の状況

(1) 職員の任免

ア 職員の採用

平成18年度に新たに採用された一般職の職員及び新たに再任用された職員の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

区分	合計	行政職	警察職	教育職	技能労務職	研究職	医療職
新規採用	(1) 1,137	124	662	313	1	(1) 37	
新規再任用	(12) 74	(4) 35		(8) 26	11		2

(注) 1 新規採用には国や他団体との人事交流に伴う採用を含みます。

2 政令市立学校の教職員は含みません。

3 「新規採用」欄の()内は任期付採用職員で、内数です。

4 「新規再任用」欄の()内は短時間勤務職員で、内数です。

イ 職員の離職

平成18年度に離職した一般職の職員及び再任用を満了した職員の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

区分	合計	行政職	警察職	教育職	技能労務職	研究職	医療職
離職	定年退職 その他	771 872	145 167	366 245	209 352	31 16	20 92
再任用の満了	(5) 73	29	2	(5) 28	12		2

(注) 1 政令市立学校の教職員は含みません。

2 「再任用の満了」欄の()内は短時間勤務職員で、内数です。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(普通会計決算見込)

区分	住民基本台帳人口 (18年度末) 人	歳出額		実質収支 千円	人件費 千円	人件費率 %	人件費率 B/A 17年度の人件費率 %	(参考)
		A	B					
18年度	5,030,311	1,457,014,684	1,909,673	517,665,464	35.5	35.5	35.5	35.5

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算見込)

区分	職員数 A	給料		職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 千円	B 千円	一人当たり給与費 B/A
		給 料	手 当					
18年度	52,444	244,864,506	51,403,623	103,911,481	400,179,610	7,631		

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は平成18年4月1日現在の人数です。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(19年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢 歳	平均給料月額 円	平均給与月額 円
福岡県	43.4	357,973	438,150

②技能労務職

区分	平均年齢 歳	平均給料月額 円	平均給与月額 円
福岡県全職種	49.9	354,259	404,099
うち用務員	51.8	354,880	393,763
うち自動車運転士	50.1	359,433	424,290
うち道路技術員	48.1	354,619	407,012

③高等(特別支援・専修・各種)学校教育職

区分	平均年齢 歳	平均給料月額 円	平均給与月額 円
福岡県	45.9	423,982	491,208

④小・中学校教育職

区分	平均年齢 歳	平均給料月額 円	平均給与月額 円
福岡県	45.0	404,556	462,524

⑤警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福岡県	40.8 歳	343,270 円	476,143 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

(2) 職員の初任給の状況（19年4月1日現在）

区分		福岡県	国
一般行政職	大学 卒	176,800 円	I種179,200 II種170,200 円
	高校 卒	142,800 円	138,400 円
高等教育職	大学 卒	197,400 円	— 円
	高校 卒	153,100 円	— 円
小・中学校教育職	大学 卒	197,400 円	— 円
	高校 卒	— 円	— 円
警察職	大学 卒	195,000 円	I種200,800 II種197,700 円
	高校 卒	162,800 円	156,200 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（19年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学 卒	274,930 円	330,171 円	386,740 円
	高校 卒	219,880 円	276,574 円	325,962 円
技能労務職	高校 卒	226,507 円	270,126 円	314,600 円
	中 学 卒	— 円	232,220 円	313,558 円
高等学校教職	大 学 卒	313,681 円	362,116 円	403,219 円
	高 校 卒	248,369 円	291,269 円	326,581 円
小・中学校教育職	大 学 卒	313,215 円	364,397 円	400,296 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円
警察職	大 学 卒	285,444 円	337,095 円	387,689 円
	高 校 卒	248,044 円	290,868 円	358,173 円

-:該当職員なし

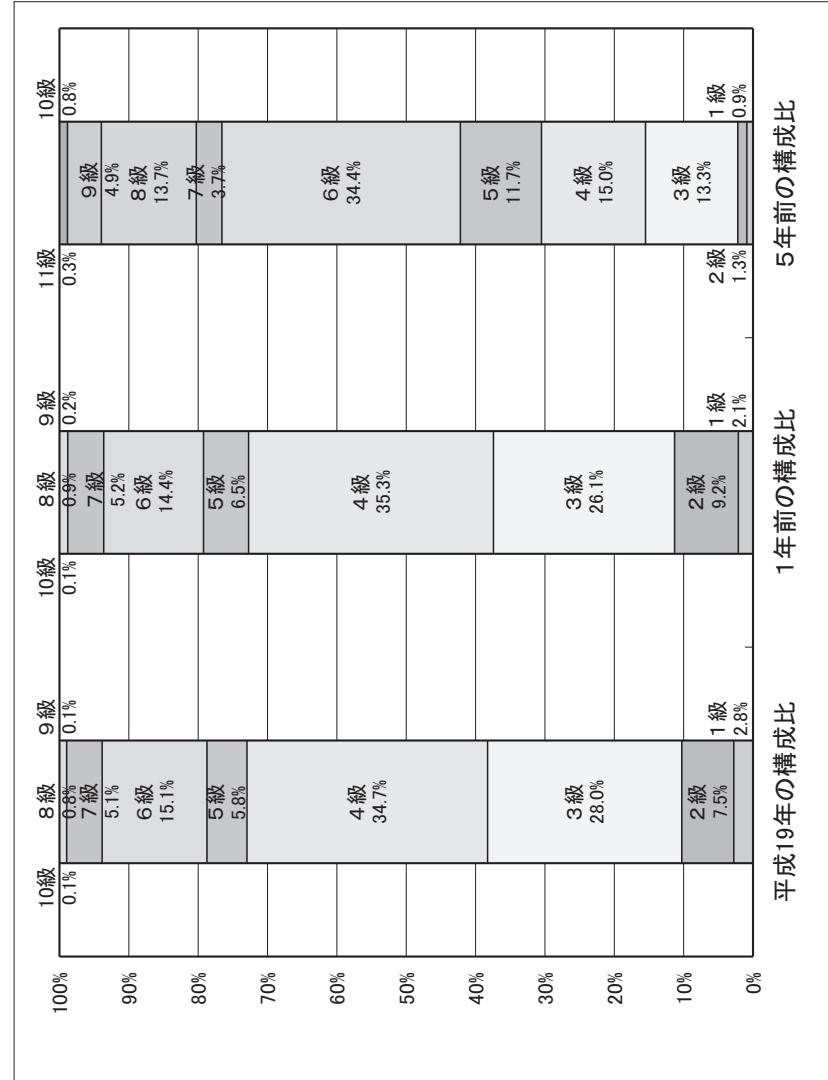
4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（19年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級 主事 技師		246人	2.8%
2級 主任		662人	7.5%
3級 主査 困難な業務を処理する主任		2,461人	28.0%
4級 本庁の係長 困難な業務を処理する主査		3,046人	34.7%
5級 本庁の課長補佐 本庁の困難な業務を処理する係長		514人	5.8%
6級 本庁の課長 本庁の困難な業務を処理する課長補佐		1,327人	15.1%
7級 本庁の困難な業務を処理する課長		447人	5.1%
8級 本庁の次長		71人	0.8%
9級 本庁の事務局長		9人	0.1%
10級 本庁の部長		8人	0.1%

(注) 1 福岡県職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(注) 平成18年4月に11級制から10級制に変更しています。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合し、10級を新設。)

平成19年の構成比 1年前の構成比 5年前の構成比

(2) 昇給への勤務成績の反映状況（行政職給料表適用者）

18年度 4号給を超えて昇給した職員 数	職員数		A	9,828人
	5号給	6号給		
	9人	106人		
	7号給	2人		
	8号給	387人		
	計B	504人		
	比率B/A	5.1%		

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

福岡県		国	
1人当たり平均支給額(18年度決算見込)		—	
期末手当 1,242千円		—	
勤勉手当 604千円		—	
(18年度支給割合)		(18年度支給割合)	
期末手当 1.45月分		期末手当 3.0月分	
(1.6)月分 (0.75)月分		(1.6)月分 (0.75)月分	
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		勤制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～20%		・役職加算 5～20%	
・管理職加算 15～25%		・管理職加算 10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当(19年4月1日現在)

福岡県		国	
(支給率)	自己都合	勤続・定年	(支給率)
勤続20年	23.50月分	30.55月分	自己都合
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続20年
勤続35年	47.50月分	59.28月分	33.50月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	47.50月分
その他の加算措置			59.28月分
			59.28月分
定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)		定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額	5,407千円	26,853千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当 (19年4月1日現在)

地域手当支給実績(18年度決算見込)		7,294,709 千円
地域手当支給対象員1人当たり平均支給年額(18年度決算見込)		128,743 円
地域手当支給対象地域	支給対象職員数	支給率
東京都千代田区	33 人	14 %
名古屋市、大阪市	9 人	12 %
福岡市	16,796 人	4 %
北九州市	8,414 人	2.75 %
免紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、前原市、古賀市、福津市、那珂川町、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、二丈町、志摩町	7,928 人	2.75 %
久留米市、飯塚市	3,583 人	2.75 %
その他の中市町村	15,603 人	2.75 %
平均 支 給 率	3.16 %	3.59 %

(注) 1 医師及び歯科医師の支給率は12%です。

2 「久留米市」「飯塚市」は、それだけで平成17年2月合併前の久留米市、平成18年3月合併前の飯塚市です。

(4) 特殊勤務手当 (19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算見込)		2,406,345 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算見込)		70,915 円
職員全體に占める手当支給職員の割合(18年度)		59.9 %
手当の種類(手当数)		46
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務 左記職員に対する支給単価
防疫等作業手当	保健福祉環境事務所等職員	①狂犬病予防注射、犬の捕獲 ②感染症患者の救護、病原体付着物件の処理、 検査作業 ③細菌検査
放射線取扱手当	放射線技術職員又はその補助職員	有害放射線の影響を受ける作業
危険業務手当	土木事務所、ダム建設事務所等 事務所、水産海洋技術センター、農業総合試験場、計量検定所職員	①坑内のトンネル掘り作業 ②圧縮空気内作業 ③水面下4m以上の深所作業 ④高所作業 ⑤潜水作業 ⑥大型農業機械作業 ⑦爆発物立入検査
社会福祉事業手当	保健福祉環境事務所、 障害者更生相談所、女性相談所、県立柏屋新光園職員で現業を行 う所員等	①援護の措置を要する者等を訪問し、面接して行 う ②精神障害者の訪問指導 ③要保護女性に關する相談、指導、一時保護 ④結核患者家庭訪問指導 ⑤肢体不自由児の日常生活介助
種雄牛取扱等作業手当	農業総合試験場職員	種雄牛又は種雄豚を御する作業、牛馬の直腸検査
有害物取扱手当	保健環境研究所、工業技術センター、農業総合試験場職員	①有害農薬使用の農作物害虫等防除 ②有害ガス発生を伴う業務又は特に危険な薬品の取扱業務
県税事務手当	総務部税務課及び県税事務所職員	県税の賦課及び徵収
夜間看護等手当	県立柏屋新光園の看護師等	①夜間看護業務 ②正規の勤務時間外の救急医療等業務
犯則取締等手当	漁業取締業務に從事する職員、水産海洋技術センター職員、麻薬取締員	①海上被疑者追跡又は取調べ ②航海中の船舶調査等 ③現業職員の5ないし未満の船舶運転 ④司法警察としての業務

特殊現場作業手当	保健福祉環境事務所、流域保健環境研究所、流域下水道事務所職員	①一般廃棄物処理施設(し尿処理施設)立入検査 ②産業廃棄物処理施設立入検査 ③化製場又は死に敷設取扱場立入検査 ④下水道処理施設検査	①、③、④日額220円 ②日額290円
	午前4時～6時までの間に勤務時間の始発時間が定められている施設等勤務職員	正規の勤務として当該定められた始発時に勤務した場合	1回120円、230円
用地交渉手当	農政部、土木部、建築都市部等職員	用地交渉業務	日額700円、1,050円
訓練指導手当	九州薬科大学付属看護科衛生学院の職員	消防学校の教育訓練業務	日額720円
災害応急作業手当	土木事務所職員	異常な気象状況のもとでの、災害の未然防止、応急処置	日額480円～1,095円
道路上作業手当 (道路上等作業手当)	土木事務所職員	交通量の頗る繁雑な道路上で、交通を遮断することなく、 ①加熱アスファルト混合物使用道路の舗装 ②道路上の動物の死体処理 ③河川区域の動物の死体処理	日額300円
駐場等管理業務手当	農業総合試験場職員	①農業機械等を操作する場所等管理業務 ②ふん尿収集、「チ湯」散布	①日額160円 ②日額230円
動物等保護管理作業手当	保健福祉環境事務所の動物愛護管理技術員	①負傷動物の收容・作業 ②動物死体の收容・作業	①日額260円 ②日額230円
教育職員の兼務手当	教育職員	全日制教育職員が本務の勤務時間を超えて夜間定時制の授業を行った場合 又はその他の職員	受業1時間2,790円
夜間定時勤務手当	事務職員、技術職員及びその他の職員	高等学校又は中等教育学校の後期課程の夜間定期制課程で始業時刻以降に上業務に從事	日額340円 (事務長は日額220円)
多年生学級担当手当	教諭、助教諭、講師	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程の2の授業又は生徒で編制されている学級を担当し授業又は指導に從事	日額290円
通信教育指導手当	①通信教育を行なう学校の教育職員(本務職員を除く) ②通信教育を行なう学校の教育職員(本務職員を除く)	①添削指導 ②面接指導	①1通当たり100円 ②1時間2,790円
漁獲手当	福岡県立水産高等学校の船員	実習船に乗り組み、漁ろうに從事	1航海ごとに、漁獲物の総水揚量の18.3%相当額を支給額とし、各職員への支給額は、その者の勤務成績を勘案して、その都度教育委員会が定める
実習船乗船手当	①福岡県立水産高等学校の教育職員 ②福岡県立水産高等学校の職員	①実習船に乗り組み、漁ろうを伴う航海における生徒の実習指導等 ②船員法第32条の2第4項に規定する業務	①日額3,000円 ②日額180円
有害農薬による害虫等防除作業手当	農業高校の教育職員	有害農薬使用の害虫等防除	1級 日額290円 2級 日額250円
教員特殊業務手当	教頭、教諭、養護教諭、助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員等	1号 学校の管理下の非常災害時の非常・生徒の保護又は緊急の防災・復旧の業務 2号 修学旅行等の実習指導等 3号 対外運動競技等の引率・指導業務で宿泊を伴うもの 4号 部活動の指導業務で週休日等にを行うもの 5号 入学試験の監督、採点等	日額 1号イ " 3,200円 " (特に甚大な非常災害) 6,400円 1号ロ 3,000円 2号 2,100円 3号 2,100円 4号 1,500円 5号 900円
補導業務手当	児童又は生徒の補導を本務とする教育職員	児童又は生徒の補導業務に從事	日額200円
教育業務連絡指導手当	3学級以上の学校の生徒指導主任 * 進路指導主任 (高等部に置かれた特別支援学校の高等部の主任等に発令された教諭が、当該担当に係る業務に從事するもの) * 学科主任 * 農場主任 * 寄宿主任 * 学年主任 (-一の学年が3学級以上の学年に置かれるもの)	主任等に從事するもの	日額200円

主として私服員の従事する 犯罪の予防及び捜査並びに被疑者逮捕の作業	警察職員	犯罪の予防及び捜査並びに被疑者逮捕等	日額320円～560円
留置場看守及び被疑者を含む。)護送 されたる者の作業	警察職員	留置場看守及び被疑者護送	日額230円、240円
交通捜査作業	警察官(警部以下階級にあらざる者に限る。)	高速道路等における事故搜査・交通違反取締り等	日額310円～840円
犯罪鑑識作業	警察職員	現場等における犯罪鑑識	日額280円、560円
交通取締用自動車その他特殊自動車の運転、警備用船舶運行及び自動車の検査に関する作業	警察職員	交通指導取締り、犯罪捜査等を目的とした、交通取締り等用無線自動車及び捜査専用車等の運転等	日額250円～560円
新器犯罪捜査作業	警察官	新器を使用した現場等における犯人の逮捕等	日額820円～1,640円
結核患者接触作業	保健師	結核患者に接觸して行う治療に関する諸注意、情報提供等	日額230円
死体処理作業	警察職員	人の死体の解剖・検視・実況見分等直接死体に接觸する作業	日額1,600円、3,200円 1体当たり3,200円
坑内作業	警察職員	鉱山の坑内又は掘削中のトンネルの坑内で、ガス爆発、火災、出水、落盤等の災害があつたときに、当該坑内で行う災害開通作業	日額1,900円
航空機の操縦及び航空機に搭乗して行う操縦以外の作業	警察職員	①航空機の操縦作業 ②航空機に搭乗して行う整備作業 ③航空機に搭乗して行う爆弾及び整備以外の作業	①1時間5,100円 ②1時間2,200円 ③1時間1,900円
警ら作業	警察官(警部以下階級にあらざる者に限る。)	警ら作業	日額340円
爆発物の取締り及び処理の作業	警察職員	①爆発物取締作業 ②爆発物処理作業	①日額300円、460円 ②1件当たり5,200円
夜間特殊業務に従事する作業	警察職員	正規の勤務時間において従事する作業(指定されたものに限る。)の時間帯が深夜の一部又は全部を含むとき	1回730円
救難救助作業(そのための訓練の作業を含む。)	警察職員	危険を伴う山岳地遭難者の救難救助又は天災地変若しくは水難、火災、危険物の爆発事故その他の異常な事態における救難救助	日額410円、840円
夜間緊急処理作業	警察職員(管理職手当受給者を除く。)	空港的業務の処理のために、正規の勤務時間外の時間において緊急の呼び出しにより勤務することを命ぜられる作業に従事し、その時間帯の一部又は全部が夜間であるとき	1回1,240円
潜水作業	警察官	潜水器具による潜水作業	1時間310円～1,500円
国際緊急援助作業	警察官	海外地域での国際緊急援助隊の派遣に関する法律第2条に規定する国際緊急援助活動の作業	日額4,000円
サリンその他の特殊危険物質の処理等の作業	警察職員	特殊危険物質等の発生している状況下、現場で行う救助又は捜査等	日額250円～4,600円
海外犯罪情報収集作業	警察官	日本国外において従事する場合に限る。)	日額1,100円
身辺警護等作業	警察職員	天皇・皇后等の皇族及び警護対象者の身辺警衛若しくは身辺警護	日額640円、1,150円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(18年度決算見込)	8,892,698 千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算見込)	168 千円
支給実績(17年度決算)	9,240,016 千円
職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	174 千円

(6) その他の手当 (19年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算見込)	支給実績 (18年度決算見込)	支給職員1人当たり平均支給年額 (18年度決算見込)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ○扶養親族のある職員に対して支給 <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族1人につき 6,000円 ・配偶者が扶養親族でない場合の1人目 6,500円 ・配偶者がない場合の1人目 11,000円 ・16歳になる年度初めから22歳になつた年度末までの子の加算 5,200円 	16歳になる年度初めから22歳になつた年度末までの子の加算額は、国は5,000円	6,762,079 千円	236,387 千円	
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ○自ら居住するため住宅を借り受け、家賃を支払っている職員 <ul style="list-style-type: none"> ・家賃23,000円以下 家賃－12,000円 ・家賃23,000円超 11,000円+(家賃－23,000円)×1/2 (27,000円限度) ○自宅居住者で世帯主である職員 4,900円 ○単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 <ul style="list-style-type: none"> ・上記額の1/2を加算 	異なる	4,246,139 千円	124,378 千円	
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ○通勤のため交通機関、交通用具(自動車等)を使用している職員に支給(歩道により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km未満である職員を除く) <ul style="list-style-type: none"> ・交通機関を使用している職員 月定期券(鉄道利用者は6箇月定期券の額) ・交通用具(自動車等)を使用している職員 通勤距離に応じ2,000円～新幹線等利用者 上記額+特別料金等の額 	異なる	6,555,817 千円	126,224 千円	
初任給調整手当	<ul style="list-style-type: none"> ○専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員補充が困難である等の事情が考慮される職に新たに採用される職員のために設けられたもので、民間企業の初任給との水準を調整するために支給される手当 <ul style="list-style-type: none"> ・医師、歯科医師 306,900円以内(35年) ・研究員 100,000円以内(10年) ・歯医師 13,000円以内(5年) 	異なる	77,368 千円	766,021 千円	
単身赴任手当	<ul style="list-style-type: none"> ○異動又は公署の移転を原因として単身赴任となった職員に対して、二重生活による経済的負担を軽減すること等を目的として支給(通勤距離が60km以上) <ul style="list-style-type: none"> ・23,000円職員の住居と配偶者の住居の距離100km以上の場合は、距離に応じて6,000円～45,000円加算) 	同一	83,419 千円	246,074 千円	

宿日直手当	○宿日直勤務を行った職員に支給 ・通常の宿日直 5,100円 ・医師、歯科医師 20,000円 ・特殊業務、生活指導等 7,200円 ・寄宿舎指専員 5,900円	異なる 国は通常の宿 日直(は4,200円)	1,628,775 千円	210,463 円
管理職員特別勤務手当	○管理職手当を補完する趣旨で、管理又 は監督の地位にある職員の週休日又は 休日等における勤務に対する支給 (管理職員には通常の時間外勤務手当 等は支給されません) ・役職の区分に応じ、1回4,000円～ 12,000円 勤務に従事した時間が6時間 を超える場合は、100分の150を乗じ た額)	同じ —	78,755 千円	182,302 円
夜間勤務手当	○正規の勤務時間が深夜にわたる職員に 支給 ・勤務1時間当たりの給与額×25%× 午後10時から翌日の午前5時までの 勤務時間	異なる 勤務1時間当たりの給与額の算 出方法が異なる	1,077,229 千円	106,110 円
休日勤務手当	○祝日等において正規の勤務時間中に 勤務を命ぜられた職員に対して支給 ・勤務1時間当たりの給与額 ×135/100×勤務時間数	異なる 勤務1時間当たりの給与額の算 出方法が異なる	2,392,148 千円	184,252 円
管理職手当	○管理又は監督の地位にある一定範囲の 職員に対して、その職務の特殊性に着 目して支給 ・給料表、職務の級・職の区分別に定め た額(職務の級における最高号給の給 料月額の100分の25以内の額)	異なる 国は本省の課 長補佐にても管 理職手当を支給 し、かつ時間外 勤務手当を併 給しているが、 本県には当該 制度なし	2,519,649 千円	733,095 円
農林漁業普及指導手当	○農林漁業等の普及指導に従事する 職員の職務の特殊性に対して支給 ・給料月額×8% (管理職手当受給者は4%)	—	168,541 千円	497,172 円
特地勤務手当(県警)	○職員が生活に著しく不便な地に所在す る公署に勤務する場合の精神的な負担 や生活の不便に給与上対処し、職員を 配置しやすくするために設けられている 手当 ・(給料の月額+扶養手当)×級地区 分別支給割合一地域手当 4%～25% 級地区分別支給割合 4%～25%	同じ —	—	—
特地勤務手当に準ずる手当(県警)	○特地公署又は特地公署に準ずる公署 に勤務するためには住居を移転した職員 に支給 ・(給料の月額+扶養手当)×支給率 *支給率 異動後4年間 4%～6%、 5年目4%、6年目2%(最高6年)	同じ —	—	—
へき地手当(学校)	○職員が生活の著しく不便な地に勤務す ることによる精神的負担、生活不便に対 処し、職員間の給与の均衡、人事管理 等の円滑化を図り、教育の機会均等を 保障するもの ・(給料の月額+教職調整額+扶養 手当)×級別支給割合一地域手当 *級地区分別支給割合 6%～22%	—	105,236 千円	282,891 円
へき地手当に準ずる手当(学校)	○へき地等学校に勤務するためには住居を移 転した職員に支給 ・(給料の月額+教職調整額+扶養手 当)×支給率 異動後5年間 4% その後1年間 2%	—	—	—

義務教育等 教員特別手 当	○義務教育等諸学校に勤務する教育職 員に支給 ・月額20,200円を超えない範囲内で、 職務の級、号給別に定めた額 ・産業教育手当、定時制通信教育手当 の支給を受ける期間は調整支給する。 *夜間定時制、通信教育に係る定通 手当又は農業、水産に係る産業 教育手当の受給期間、定額の3/4 の額 *上記以外の者：定額の2/4の額		5,505,619 千円	167,303 円
産業教育手 当	○農業、水産、工業の教科の授業及び実 習を担当する教育職員に支給 ・(給料月額+教職調整額)×5% (定通手当受給者、管理職手当受 給者は3%)		296,895 千円	421,725 円
定時制通信 教育手当	○定時制課程及び通信制課程に勤務す る教育職員に支給 ・(給料月額+教職調整額)×3~5% *校長、教頭 3% 夜間定時制教育に従事する職員 5% 昼間定時制教育、通信教育に従事 する職員 3%		203,320 千円	455,875 円

6 特別職の報酬等の状況（19年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給 料 手 当	知 事 事 長	1,350,000 円		
報 酬 手 当	副 手 納	1,080,000 910,000 円	円	円
議 事 員	議 事 員	1,110,000 980,000 890,000 円	円	円
期 末 手 当	副 手 納	(18年度支給割合) 3.35	月分	
退 職 手 当	副 手 納	(18年度支給割合) 3.35	月分	
地 域 手 当	副 手 納	(算定方式) 事 事 長 135万円×在職月数×0.65 108万円×在職月数×0.5 91万円×在職月数×0.35 42,120,000 25,920,000 15,288,000 円 (任期毎) (任期毎) (任期毎)	(1期の手当額) 42,120,000 25,920,000 15,288,000 円 (任期毎)	(支給時期) 18年12月期まで 18年12月期まで 18年12月期まで

(注) 1 知事、副知事及び出納長の期末手当は、平成11年12月期から平成18年12月期までの間、上記支給割合により算
出した額がら知事にあつては当該額の100分の20を、副知事及び出納長にあつては当該額の100分の10を乗じ
て得た額を算じていました。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合に
おける退職手当の見込額です。

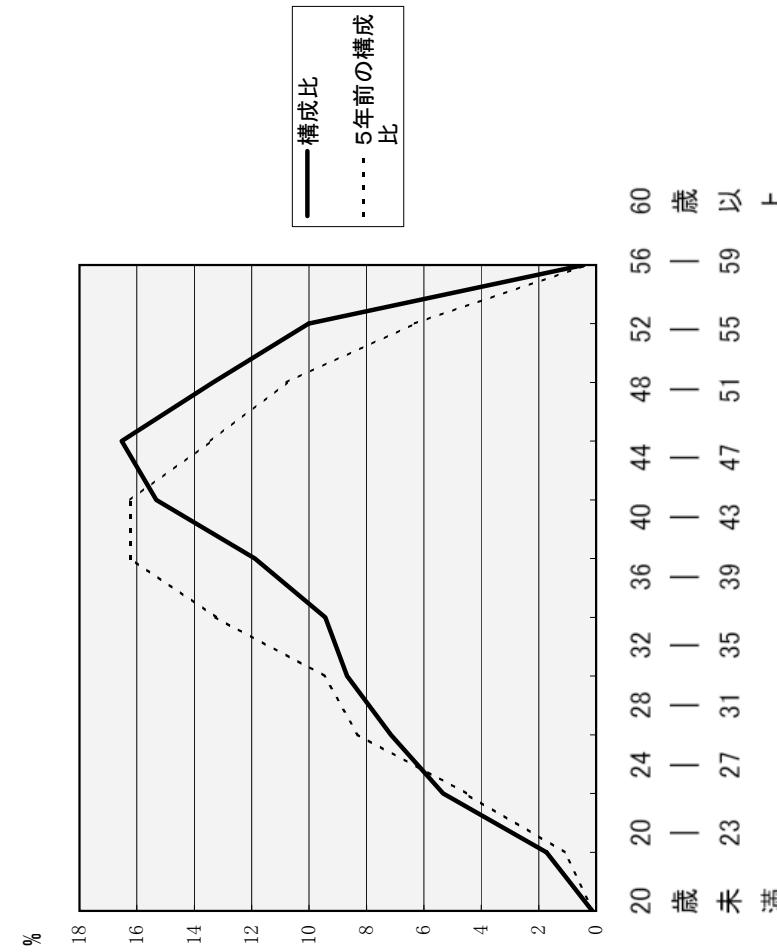
7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部 門	区分		職 員 数	対前年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
	平成19年	平成18年			
知事部局	8,438	8,689	△ 251	組織機構の改善及び事務事業の見直しなど (参考:人口10万人当たり職員数164,74人)	
教育委員会	32,270	32,496	△ 226	県立高等学校の再編整備に伴うものなど (参考:人口10万人当たり職員数641,51人)	
その他	11,669	11,625	44	警察法施行令の改正など (参考:人口10万人当たり職員数231,97人)	
合計	52,377	52,810	△ 433	(参考:人口10万人当たり職員数1,041,23人)	

(注) その他は、各種委員会（教育を除く。）、警察本部、議会事務局、企業局。

(2) 年齢別職員構成の状況（19年4月1日現在）



区分	年齢										計
	20歳未満	21歳	22歳	23歳	24歳	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳	
職員数	71	907	2,790	3,745	4,545	4,944	6,227	8,028	8,655	6,992	5,247
											226
											52,377

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

① 平成19年度～平成23年度における定員管理の数値目標

平成19年度 職員数	平成23年度 職員数	縮減数	縮減率
52,810人	50,310人	△2,500人	△4.7%

(参考) 福岡県行政改革大綱における定員管理の数値目標

始期	終期	数値目標	
		計画期間	数値目標
平成19年度	平成23年度	県全体で2,500人の純減	

② 定員適正化計画の年次別進捗状況（実績）の概要

部 門	区分	平成18年		19年		20年		21年		22年		23年		(参考) 数値目標
		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	参考						
知事部局	職員数	8,689	8,438	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,939
	増減		△251	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△750
教育委員会	職員数	32,496	32,270	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	30,946
	増減		△226	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△1,550
その他	職員数	11,625	11,669	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11,425
	増減		44	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△200
計	職員数	52,810	52,377	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50,310
	増減		△433	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△2,500

(注) 1 計画期間は、平成19年度～平成23年度の5年間です。
 2 その他のは、各種委員会（教育を除く。）、警察本部、議会事務局、企業局です。
 3 増減は、対前年比の職員増減数を示しています。

8 公営企業職員の状況

① 職員給与費の状況

決算見込

区分	A	総費用 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 17年度の総費用に占 める職員給与費比率 %	
					39.5	37.1
電気事業	421,151	53,231	166,217	39.5		
工業用管道事業	1,331,372	219,332	178,404	13.4		13.6
工業用地造成事業	954,163	△336,088	108,113	11.3		51.1

区分	A	給与費			一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	
電気事業	15	70,522	18,505	29,546	118,573 7,905
工業用管道事業	18	76,092	21,388	33,491	130,971 7,276
工業用地造成事業	11	48,110	14,246	21,921	84,277 7,662

(注) 1 職員手当には、平成19年3月31日現在の人数です。
 2 職員数は、平成19年3月31日現在の人数です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（19年4月1日現在）

・電気事業

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
福岡県	43.1歳	378,053円	576,935円

・工業用道事業

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
福岡県	43.7歳	400,633円	613,313円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

福 岡 (18年度支給割合)	福 岡 県	一 般 (18年度支給割合)	行 政 (18年度支給割合)	職 業 (加算措置の状況)
1人当たり平均支給額(18年度決算見込) 期末手当 1,220千円	1人当たり平均支給額(18年度決算見込) 勤勉手当 626千円	1人当たり平均支給額(18年度決算見込) 期末手当 1,242千円	1人当たり平均支給額(18年度決算見込) 勤勉手当 604千円	
期末手当 3.0月分 (1.6)月分	勤勉手当 1.45月分 (0.75)月分	期末手当 3.0月分 (1.6)月分	勤勉手当 1.45月分 (0.75)月分	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20%				職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%
管理職加算 15～25%				・管理職加算 15～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（19年4月1日現在）

福 (支給率)	福 岡 県	一 般 (支給率)	行 政 (支給率)	職 業 (支給率)
勤続20年 勤続25年 勤続35年 最高限度額 その他の加算措置	自己都合 23.50月分 33.50月分 47.50月分 59.28月分	勵奨・定年 30.55月分 41.34月分 59.28月分 59.28月分	自己都合 勤続20年 勤続25年 勤続35年 最高限度額 その他の加算措置	勵奨・定年 30.55月分 41.34月分 59.28月分 59.28月分 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)
1人当たり平均支給額 0千円	0千円	0千円	0千円	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)

ウ 地域手当（19年4月1日現在）

地域手当支給実績(18年度決算見込)	一般行政職の制度(支給率)
地域手当支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算見込)	142,062円
地域手当支給対象地域 福岡市	支給対象職員数 23人
福岡市を除く福岡県内の地域	支給率 4%

エ 特殊勤務手当 (19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算見込)		4,192 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算見込)		199,629 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)		47.7 %	
手当の種類(手当数)		2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
危険業務手当	支給対象の作業に従事した職員	①高圧機器整備点検作業 ②水路管内作業 ③高所作業 ④洗水吐ゲートの保守点検作業 ⑤有害薬品を使用する作業 ⑥漏電事故復旧等の道路工作業 ⑦災害応急作業	①日額300円 ②日額220円 ③～④日額220円～320円 ⑤日額130円～250円 ⑥日額300円 ⑦日額480円～1,055円
用地交渉手当	交渉業務に従事した職員	用地交渉業務	日額700円～1,050円

オ 時間外勤務手当

支給実績(18年度決算見込)	10,010 千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算見込)	263 千円
支給実績(17年度決算)	11,156 千円
職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	310 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当 (19年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(18年度決算見込)	支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算見込)
扶養手当	○扶養親族のある職員に対して支給 ・配偶者以外の扶養親族1人につき 6,000円 1人目 6,500円 ・配偶者が不在の場合の1人目 11,000円 ・16歳になる年度初めから22歳になつた年度末までの子の加算 5,200円	同じ	—	7,519 千円	268,543 円
住居手当	○自ら居住するため住宅を借り受け、家賃を支払っている職員 ・家賃23,000円以下 家賃-12,000円 ・家賃23,000円超 11,000円+(家賃-23,000円)×1/2 (27,000円限度) ○自宅居住者で世帯主である職員 ・4,900円 ○单身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 ・上記額の1/2を加算	同じ	—	4,429 千円	142,861 円
通勤手当	○通勤のため交通機関、交通用具(自動車等)を使用している職員に支給(徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km未満である職員を除く) ・交通機関を使用している職員運賃等相当額(乗道利用者は6箇月定期券の額) ・交通用具(自動車等)を使用している職員、新幹線等利用者 上記額+特別料金等の額	同じ	—	14,289 千円	324,748 円

単身赴任手当	○黒動又は公署の移転を原因として単身赴任となった職員に対して、二重生活による経済的負担を軽減するなど等を目的として支給（職員の住居と配偶者の住居との距離が60km以上） ・23,000円（交通距離100km以上の場合は距離に応じて6,000円～45,000円加算）	同じ	－	0 千円	0 円
	○管理職手当を補完する趣旨で、管理又は監督の地位にある職員の週休日又は休日等における勤務に対して支給（管理職員には通常の時間外勤務手当等は支給されません） ・役職の区分に応じ、1回4,000円～12,000円（勤務日に従事した時間が6時間を超える場合は、100分の150を乗じた額）	同じ	－	44 千円	14,500 円
夜間勤務手当	○正規の勤務時間が深夜にわたる職員に支給 ・勤務1時間当たりの給与額×25%×勤務時間 午後10時から翌日の午前5時までの勤務時間	同じ	－	10 千円	1,151 円
	○祝日等において正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員に対して支給 ・勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同じ	－	219 千円	16,836 円
休日勤務手当	○管理又は監督の地位にある一定範囲の職員に対して、その職務の特殊性に着目して支給 ・給料表・職務の級・区分別に定めた額（職務の級における最高号給の給料月額の100分の25以内の額）	同じ	－	6,873 千円	1,145,470 円

④ 定員管理の数値目標及び進捗状況

ア 平成19年度～平成23年度における定員管理の数値目標
→7(3)①を参照（公営企業分は県全体の内数として含まれています）

イ 定員適正化計画の年次別進捗状況（実績）の概要
→7(3)②を参照（公営企業分は「その他」の内数として含まれています）

9 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間その他の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないよう考慮して、条例等で定めています。その概要は、次のとおりです。

(1) 勤務時間

勤務時間は、休憩時間を除き、1日について8時間、1週間にについて40時間です(日曜日及び土曜日は週休日)。

一般的な職員の勤務時間は、各任命権者の規程等により、午前8時30分から午後5時15分までとしています。また、交替制勤務職員など、勤務の特殊性によりこの勤務時間により難い職員の勤務時間は、別に定めています。

なお、本庁及び福岡市内の出先機関においては、始業時刻を午前9時、終業時刻を午後5時45分とする時差通勤を実施しています。

(2) 休憩時間

一般的な職員の休憩時間は、午後12時から午後12時45分までの45分としています。

(3) 週休日・休日

週休日とは、原則として毎週日曜日及び土曜日を、また、休日とは祝日法による休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日)及び年末年始の休日(12月29日から翌年1月3日までの日(祝日法による休日を除く。))をいいます。

なお、公務の運営上の事情により、特別の形態によって勤務する必要のある職員については、週休日を別に定めています。

(4) 休暇

休暇の種類は、給与が支給されるか否かによって、有給休暇と無給休暇に分けることができます。有給休暇としては、事由を限らず、毎年与えられる年次休暇と、特定の事由に基づいて認められる特別休暇等があります。また、無給休暇として、介護休暇等があります。

特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故等24項目を設けています。

(5) 育児休業

育児休業は、子を養育する職員の継続的な勤務を促進し、もつて職員の福祉を増進するとともに、行政の円滑な運営に資することを目的とした制度で、対象となる子の年齢は3歳未満となります。

次世代育成の観点から、男性の積極的な育児参加が特に求められている中、福岡県においても、各任命権者が職員の子どもたちの健やかな育成のための計画(特定事業主行動計画)を策定し、育児休業等の制度周知の徹底と取得しやすい環境整備を図っているところです。

10 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限制度の概要及び処分の状況

分限制度は、職員が恣意的にその職を奪われることのないよう身分を保障することにより、公務の中立性、安定性を確保し、その適正かつ能率的な運営を図ろうとする趣旨から整備されています。任命権者が職員をその意に反して降任し、又は免職することができるのは、①勤務実績が良くない場合、②心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又は免職することができるのは、①勤務実績が良くない場合、②心身の故障の場合、③その職に必要な適格性を欠く場合等であり、また、休職にすることができるのは、①心身の故障のため、長期の休養を要する場合、②刑事事件に起訴された場合、③学校、研究所、病院その他これらに準ずる公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる事項の調査、研究又は指導に従事する場合等とされています。平成18年度における分限処分の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

処分事由	処分の種類	降任	免職	休職	合計
勤務実績が良くない場合		0	0		0
心身の故障の場合		0	0	651	651
職に必要な適格性を欠く場合		0	1		1
職制、定数の改廃、予算の減少により り雇職、過員を生じた場合		0	0		0
刑事事件に起訴された場合				0	0
学校、研究所等において調査、研究等に従事する場合（絶対待機事由）				6	6
災害により生死不明又は所在不明となつた場合（絶対待機事由）				0	0
合計		0	1	657	658

(注) 1 政令市立学校の教職員は含みません。

2 同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合は、その数を重複して計上します。

3 休職に付されている者の休職期間が更新された場合は、その都度新たに処分が行われたものとみなして計上しています。

(2) 懲戒制度の概要及び処分の状況

任命権者は、①地方公務員法(昭和25年法律第261号)等に違反した場合、②職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合、③全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合のいずれかに該当するときは、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができるときがあります。平成18年度における懲戒処分の状況は、次のとおりです。

処分の種類		免職	停職	減給	戒告	合計	(単位:人)
処分事由							
給与・任用に関する不正(給与不正領得等)	0	0	1	0	0	1	
一般服務違反關係 (欠勤、勤務態度不良等)	1	2	5	6	14		
一般非行關係 (傷害、異性關係非行等)	1	2	2	0	0	5	
収賄等關係 (収賄、横領等)	0	0	0	0	0	0	
道路交通違反	2	0	3	3	8		
監督責任	0	0	1	1	2		
合計	4	4	12	10	30		

(注)1 政令市立学校の教職員は含みません。

2 同一の者が複数回にわたって懲戒処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

11 職員の服務の状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないこととされています。この趣旨を具体的に実現するため、地方公務員法や教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)によって、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の從事制限など、民間企業の労働者とは異なる服務上の強い制約が課されています。

これらの服務規律を保持するため、懲戒制度が設けられており、その懲戒処分の状況は、10(2)のとおりです。

また、市町村立学校に勤務する教職員(県費負担教職員)については、地方教育委員会がその服務を監督すると定められています。

なお、制度の趣旨を徹底させるため、所属研修を実施するほか、日常の具体的事例に関する照会等の機会を通じて、適切な処理を行っています。

さらに、福岡県職員倫理条例(平成13年福岡県条例第49号)を制定し、職員が常に認識しておかなければならぬ基本的な心構えや職員が遵守すべき倫理行動基準を規定するとともに、入札参加事業者との原則交際禁止等に関する規定を定めています。また、入札参加事業者との職務外での交際

12 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の概要

職員の研修は、職員の勤務能率の発揮及び増進を目的に、主催者において組織的かつ計画的に行われています。

例えば、知事や議会、監査委員、教育委員会、人事委員会等の事務部局に勤務する職員については、職員研修を自己啓発・職場研修・研修所研修・派遣研修に区分して実施しています。

また、教育公務員については、教育公務員特例法においても、絶えず研究と修養に努めなければなりません。

平成18年度に行われた主な研修には次のトピックがあります

(行政職員)

自己啓発	外国语会話研修支援 通信研修支援 自主研究グループ支援	
職場における研修 研修所等における 研修	部局研修・所属研修(同和問題、公務員倫理 等) 業務専門研修	基本研修(新採用職員研修、基礎研修、現業職員研修、選択必修研修 等) 専門研修(企業戦略ースタディ、プレゼンテーション、コーチング、行政法、民法、財務諸表分析入門 等) 特別研修(NPOとのパートナーシップ、公務員倫理指導者養成、接遇指導者養成、短期企業体験 等)
派遣研修		自治大学校派遣 都道府県、市町村、企業等派遣 大学院派遣 海外派遣

（第2回）

(実践研究)	
研修所等における 研修	(教育センター、体育研究所等で行われる研修) 基本研修(初任者研修、10年経験者研修、校長研修会 等) 短期研修(各教科の指導に係る研修 等) 長期研修
派遣研修	中央研修 海外研修
	国公立大学・大学院派遣長期研修 等

(警察官)

職場における研修	各所属における集合教養 本部主管課による研修・講習 部外・部内講師による講演
警察学校における研修	採用時教養 昇任時教養 専科教養
派遣研修	国際犯罪捜査実務海外研修 語学委託研修 等

(2) 勤務成績の評定の概要

任命権者は、公務能率を増進させることを目的に、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講ずることとされています。

職員の能力や経歴、勤務実績等を総合的に評定することを通じて転任や昇任等を行い、適材適所の徹底を図っています。

今後は、職員の能力向上を喚起するため、新たな人事評価制度を全職員に導入することが必要です。知事部局等では、職員の能力や業績をより的確に把握する新しい人事評価制度を平成18年度から管理職員に対して導入しており、その他の職員に対してでも段階的に導入していくこととしています。

また、教育委員会においては、自己評価及び業績評価からなる人事評価制度を、平成18年度から、公立学校に勤務する教職員(県立学校にあっては事務職員及び学校栄養職員を除く)に対して実施しています。

13 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 安全衛生管理

職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境を形成するために、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)及び各任命権者の安全衛生管理規程・健康管理規程に基づき、総括安全衛生管理者又は健康管理者、産業医、安全管理者及び衛生管理者の選任並びに総括安全衛生委員会・警察本部衛生委員会等の設置を行っています。

さらに、全所属に健康推進員(副課長、課長補佐、副所長、事務長等)又は健康管理担当者(所長・副健康管理担当者を配置するとともに、(安全)衛生委員会や各地区連絡協議会等を設置し、安全衛生管理活動の推進を行っています。

(2) 職員の健康管理

労働安全衛生法に基づき、事業者責任として職員の健康管理状態を把握し、健康障害や疾病の早期発見を行うため、全職員を対象に一般定期健康診断及び指定年齢健康診断を、特定の有害業務従事者を対象に特別健康診断を実施しています。

(3) 利益の保護の状況

職員の利益は、勤務条件に関する措置要求制度及び不利益処分に対する不服申立て制度によって保護されています。

勤務条件に関する措置要求制度は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関する団体協約を締結することの認められない職員が人事委員会に対して地方公共団体の当局により適切な措置が執られるべきことを要求する制度であり、また、不利益処分に対する不服申立て制度は、不利益な処分を受けた職員が人事委員会に対して不服申立てを行ふことを認める制度です。

これらの制度の状況は、「二 平成18年度における福岡県人事委員会の業務の状況」の3及び4のとおりです。

二 平成18年度における福岡県人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

- (1) 競争試験
 ① 職種及び日程

試験の種類	職種	試験区分等	受付期間	1次試験	2次試験	日程	最終合格発表
上級	行政、学校事務、土木、農建築、機械、化学、農業、林業、畜産、水産、獣医師、栄養士	5月22日～6月2日	6月25日	7月24日～8月1日		8月25日	
中級	農業	行政事務、学校事務、警察事務、栄養士	8月14日～8月25日	9月24日	10月26日～11月9日	11月22日	
初級	一般事務、学校事務、警察事務、土木、林業	7月24日～8月4日	9月3日	11月11日～11月12日	10月27日～11月6日	11月22日	
民間企業等職務経験者 警察官A (男性)	行政	4月3日～4月24日	5月14日	6月19日～6月30日	7月1日～7月9日	8月18日	
	第1回	5月22日～6月12日	7月9日	8月30日～9月7日	9月1日	11月1日	
	第2回						
警察官A (女性)	—	5月22日～6月12日	7月9日	9月8日	11月1日	11月1日	
警察官A (武道指導)	—	4月3日～4月24日	5月14日	7月5日	8月18日	8月18日	
警察官B (特別募集(男性))	—	4月3日～4月24日	5月14日	7月3日～7月4日	8月18日	8月18日	
警察官B (男性)	—	8月28日～9月19日	10月15日	11月13日～11月20日	12月25日	12月25日	
警察官B (女性)	—	8月28日～9月19日	10月15日	11月21日	12月25日	12月25日	
警察官C	経済、語学(北京語、韓国・朝鮮語)、情報工学	4月3日～4月24日	5月14日	7月5日	8月18日	8月18日	

(2) 人数

試験の種類	採用予定数(人)	申込者数(人)	受験者数(人)	受験率(%)	一次合格者数(人)	最最終合格者数(人)	競争倍率(倍)
上級	58	1,650	985	59.7	176	58	17.0
中級	30	1,196	806	67.4	99	39	20.7
初級	24	615	439	71.4	76	28	15.7
民間企業等職務経験者	5	950	607	63.9	20	7	86.7
警察官A(男性)	400	5,506	4,207	76.4	2,029	518	8.1
警察官A(女性)	20	599	397	66.3	118	29	13.7
警察官A(武道指導)	5	5	5	100.0	4	4	1.3
警察官B(男性)	180	4,053	2,949	72.8	982	233	12.7
警察官B(女性)	11	523	325	62.1	69	16	20.3
警察官C	18	61	45	73.8	22	10	4.5
計	751	15,158	10,765	71.0	3,595	942	11.4

(2) 採用選考

職員の採用は、地方公務員法上、原則として競争試験によることがありますが、人事委員会の定める職について、人事委員会の承認があつた場合は選考によることができるところとされています。

各任命権者から提出された採用選考請求についての承認状況は、次のとおりです。

職	知事	教育委員会	警察本部長	計
部長相当職	2	1		3
次長相当職	6		3	9
課長相当職	6	1 1	7	2 4
課長補佐相当職	2			2
係長相当職	1 2	1		1 3
上級系員相当職	9			9
係員相当職	5	1	7	1 3
計	4 2	1 4	1 7	7 3

なお、人事委員会において試験を実施している公開公募による採用選考の実施状況は、次のとおりです。

種別	職種	採用予定数(人)	申込者数(人)	受験者数(人)	一次合格者数(人)	最終合格者数(人)	競争倍率(倍)
選考(前期)	研究職員（機械A、金属、化学A、化学C、化学D、薬学、獣医師）、職業指導員（接客科、情報処理科、建築科）、児童自立支援専門員、船員（航海）	17	139	105	46	17	6.2
選考(後期)	職業指導員（機械科、製版・印刷科）	2	4	3	3	2	1.5
身体障害者を対象とする採用選考	一般事務	2	44	35	6	2	17.5

(3) 昇任選考

職員の昇任については、警察官昇任試験を除き選考により実施しています。
任命権者へ委任したものと除く昇任選考の承認状況は、次のとおりです。

職名	知事	教育委員会	警察本部長	合計
部長		1		1
次長	2	6	25(25)	33
課長	4	16	49(45)	69
課長補佐	11	27	6	44
係長	4	30	25	59
計	21	80	105(70)	206

(注1) 職名の欄は、相当職を含む。

(注2) ()内は公安職で内数

(4) 任期付職員の採用の承認

任命権者は、任期付職員(任期付招へい研究員、特定任期付職員、一般任期付職員)の採用に当たり、人事委員会の承認を得なければなりません。

平成18年度の人事委員会の承認はありませんでした。

(注)・任期付招へい研究員：民間等の優れた研究者を県の試験研究機関に受け入れるもの。

・特定任期付職員：高度の専門的な知識経験等を有する者を任期を定めて採用するもの。

・一般任期付職員：専門的な知識経験を有する者を任期を定めて採用するもの。

2 職員の給与等に関する報告及び勧告の状況

(1) 給与勧告の概要

～月例給、期末・勤勉手当ともに改定なし～
 ① 公民較差($\triangle 0.06\%$)が小さく、給与の減額措置の実施等を考慮し、月例給の改定の見送り

- ② 期末・勤勉手当は民間の支給割合とおおむね均衡し、改定なし
- ③ 比較対象企業規模など公民給与の比較方法の見直し
- ④ 給与構造の改革の実施
管理職手当の定額化、地域手当の支給割合の改定

(2) 勧告日

平成18年10月3日

(3) 公民較差等

① 公民較差	本年	参考(平成17年度)
	$\triangle 0.06\%$ (1.84%)	$\triangle 2,636\text{円}$ ($\triangle 0.62\%$)
	$\triangle 232\text{円}$ $7,218\text{円}$)	$\triangle 2,478\text{円}$

※()内は、給与の減額措置(給料月額及び管理職手当のカット)後の率及び額(平成17年は管理職手当のカットのみ)

② 期末・勤勉手当	民間の年間支給割合	県職員の年間支給割合
	4.43月	4.45月

(4) 公民給与の比較方法の見直し

- ① 比較対象企業規模
従来の「100人以上」から「50人以上」に変更
- ② 比較対象従業員
比較の対象となるライン職の要件を見直し、対象をスタッフ職まで拡大
- ③ 比較における対応関係の整理
給与構造の改革による給料表の職務の級の統合・新設に伴う対応関係の整理

(5) 給与構造の改革等

① 改革の内容

ア 管理職手当の定額化

従来の定率性から給料表別・職務の級別・職の区分別の定額制へ移行
(年功的な給与待遇を改め、管理職員の職務・職責を端的に反映)

イ 地域手当の支給割合の改定

支給地域	支給割合
東京都千代田区	100分の14
大阪市	100分の12
名古屋市	100分の12
福岡市	100分の4
福岡市を除く福岡県内の地域	100分の2.75

ウ 扶養手当の改定

3人目以降の子等の支給月額を1,000円引き上げ(5,000円→6,000円)

(県政の重要な施策として少子化対策に取り組んでいること等を考慮し、人事院の勧告に準じて改定。)

② 実施時期

平成19年4月1日から実施

(6)報告(意見)

① 給与について

- 医師に係る初任給調整手当については、県立病院の民間移譲等に伴い、地域の実情にあわせて支給区分を見直す必要がある。
- ② 勤務環境の整備等について
 - 時間外勤務の縮減等に当たっては、職員一人ひとりの意識改革、勤務時間の適正把握、組織全体での事務の効率化に取り組む必要がある。特に管理監督者においては、勤務時間の厳正な管理や時機に応じた適切な業務配分を行うなどの業務管理能力を一層発揮し、更に年次休暇を取得しやすい雰囲気づくりを進めが必要である。
 - 健康管理対策については、メンタルヘルス対策に加え、職員のセルフケア、管理監督者への啓発・教育、相談体制の拡充、心の悩みを抱える職員への早期対応及び円滑な職場復帰や再発防止等について、より効果的に取り組むため十分に検証を行いつつ、引き続き推進していくことが重要である。
 - 職業生活と家庭生活の両立支援については、職員が育児に関する休暇等の制度を利用しやすい環境を整備していくために、職員全体とりわけ管理監督者の意識啓発を進めることが重要であり、更に子育て支援のための制度の拡充についても今後検討していく必要がある。
 - 勤務時間の見直しについては、国においては休息時間を廃止し、休憩時間を見直したところであるが、本県においても、勤務時間の適切な管理を行う必要性から、民間企業の実態を踏まえ、休息時間の見直しに向けて検討を行う必要がある。
 - ③ 人事給与制度について
 - 人事評価制度については、知事部局で管理職員を対象として試行が行われるなど、整備に向けた取組や評価結果を給与等へ反映する新たな仕組みについてもその確立に向けて検討が行われている。今後はこれまでの検証を踏まえて、試行の対象となる職員の範囲を広げるよう準備を進めるとともに、評価の活用の方針を含めた体系的な制度の整備に向けた努力を進めていく必要がある。

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

勤務条件に関する措置要求制度は、職員から勤務条件に關し、適當な行政上の措置を求める要求があつた場合に、人事委員会が必要な審査をした上で判定を行い、あるいはあつせん又はこれに準ずる方法で事案の解決に当るものです。

平成18年度は、新たな措置要求ではなく、また継続している事案もありません。

4 不利益処分に関する不服申立ての状況

不利益処分についての審査制度は、職員から懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けたとして審査請求があつた場合、人事委員会が、事案を審査し、その結果に基いて、その処分を承認し、修正し、又は取り消す判定を行うものです。

(1) 係属の状況

		平成17年度末 の係属件数	平成18年度中 の申立て件数	平成18年度中 の処理件数	平成19年度へ の繰越件数
懲戒処分	90, 486	0	6	616	89, 870
分限処分	6	1	0	0	7
その他	9	0	0	0	9
計	90, 501	1	616	89, 886	
受託分	0	0	0	0	0
分限処分	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

※「受託分」は公平委員会の事務の委託を受けている町村分

(2) 審査の状況

事案名	審査等の状況
平成17年(不)第1号事案	書面審査の結果、処分承認の採決

